

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成30年5月25日 14時34分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港第6区（尾道系崎港三原第5号灯浮標） 尾道系崎港松浜東防波堤灯台から真方位298° 1.3海里（M） 付近 （概位 北緯34° 23.6′ 東経133° 05.3′）
事故の概要	旅客船シーホークは、東南東進中、灯浮標に衝突した。 シーホークは、左舷船首部外板の割損等を生じ、また、灯浮標は、 頭部架台の支柱等の曲損を生じた。
事故調査の経過	平成30年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 シーホーク、19トン 250-15692 広島、弓場汽船株式会社（A社） 14.29m（Lr）×4.30m×1.66m、軽合金 ディーゼル機関2基、529kW（合計）、昭和62年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年8月4日 免許証交付日 平成29年3月30日 （平成35年3月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に割損及び擦過傷、両舷プロペラ翼に欠損、船 底部外板に擦過傷 灯浮標 頭部架台の支柱等の曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、双胴船で、船長ほか1人が乗り組み、旅客14人を乗せ、 船長が左舷側にある操縦席に腰を掛け、平成30年5月25日14時 30分ごろ尾道系崎港第6区にある三原内港客船棧橋を離棧し、広島 県尾道市生口島 <small>いくち</small> の沢港に向けて出航した。 甲板員は、本船が出航後、客室で、旅客のチケットの確認作業を行

	<p>っていた。</p> <p>本船は、船長が尾道糸崎港三原第5号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を船首目標とし、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により東南東進した。</p> <p>船長は、左舷船首方に位置する古浜岸壁に係留し、作業員が甲板上で作業をしている給水船を認めたので、給水船が本船の航走波による影響で動揺したり、作業員に水しぶきが掛かったりしないよう、本船の航走波を小さくしようと思った。</p> <p>本船は、船長が、本件灯浮標までの距離があると思い、本船の航走波の状態を確かめようとして顔を左舷船尾方に向け、主機の操縦レバーを操作して本船の速力を徐々に増速しながら、同じ針路で航行を続け、約12～14knの速力になった頃に船首方を振り向いたとき、14時34分ごろ、本件灯浮標に衝突し、本件灯浮標を押し倒して乗り切った。</p> <p>本船は、速力を落とし、船長が、主機を最微速力前進として航行しながら、甲板員に旅客の負傷の有無と船体の損傷状況の確認作業に当たらせ、自らが携帯電話で安全統括管理者に連絡し、甲板員から旅客等に負傷者がおらず、また本船に浸水がない旨の報告を受けた後、沢港に向かった。</p> <p>安全統括管理者は、船長から本件灯浮標に衝突した旨の報告を受け、海上保安庁及び運輸局に本事故の発生を通報した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図（拡大）、写真1 本船の損傷状況（左舷船首部）、写真2 本件灯浮標の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成21年12月ごろ、前船舶所有会社に入社し、甲板員として乗船した後、平成22年12月ごろから本船の船長として乗船し、平成28年11月事業を引き継いだA社の船員として引き続き本船に船長として乗り組んでいた。</p> <p>安全統括管理者は、平成30年4月末から5月初旬ごろまでに市民から三原内港に入出航する船舶の航走波が大きくて迷惑している旨の苦情が寄せられ、各船の乗組員に航走波をあまり立てないような操船を心掛けて欲しい旨を周知していた。</p> <p>船長は、安全統括管理者からの周知を受け、日頃から三原内港への入出航の際の航走波をあまり立てないように細心の注意を払っていた。</p> <p>船長は、本船の速力を上げ過ぎても下げ過ぎても航走波が大きくなるので、本船の航走波の状態が気になり、本事故当時、増速しながら自身の目視により航走波の大きさを確認していて、船首方を見ていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、三原内港を出航する際、本件灯浮標から約50～</p>

	<p>100mに接近した頃、左転して本件灯浮標から約10mの距離を離し、本件灯浮標を右舷側に見て航行していた。</p> <p>船長は、持病もなく、本事故当時の健康状態は良好であり、悩み事などはなく、考え事もしていなかった。</p> <p>安全統括管理者は、本事故直後、船長からの報告を受けた際、明確な情報が速やかに伝わらず、本船の位置確認の作業に手間取り、その後、本船が沢港に向かって航行を続けている旨の報告を受けた。</p> <p>安全統括管理者は、船長からの明確な情報が速やかに伝わらなかった点について、安全管理規程に定められている海難その他の事故の処理及び緊急時の通報体制に問題があったと本事故後に思った。</p> <p>A社の安全管理規程には、安全統括管理者及び運航管理者は、乗組員に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む）及び関係法令等その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について具体的な安全教育を実施しなければならない旨が定められている。</p> <p>A社は、平成28年11月に事業を引き継いだ後、A社所属の乗組員に対し、安全教育を実施していなかった。</p> <p>本船は、GPSプロッターが故障していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾道糸崎港第6区において、本件灯浮標を船首目標として東南東進中、船長が、本件灯浮標までの距離があると思い、本船の航走波の状態を確かめようとして顔を左舷船尾方に向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯浮標に接近していることに気付かずに航行を続け、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、三原内港に入出航する際、安全統括管理者から航走波をあまり立てないような操船を心掛けるよう要請があったことから、作業中の船舶を認め、本船の航走波の状態が気になり、顔を左舷船尾方に向け、主機の操縦レバーを操作して本船の速力を徐々に増速していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、尾道糸崎港第6区において、本件灯浮標を船首目標として東南東進中、船長が、本件灯浮標までの距離があると思い、本船の航走波の状態を確かめようとして顔を左舷船尾方に向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯浮標に接近していることに気付かずに航行を続け、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、次の改善措置等をとることとした。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハット情報の収集及び共有化として、ヒヤリハット情報の収集法を見直し、収集した情報の共有化を強化し、その知識と意識の向上を図ること。 ・事故時の対応の再確認及び訓練として、会社全体を上げて事故防止のための会議を開催し、事故発生時の各自の対応等を再確認するとともに二次被害等を防止すること。 ・心理的な健康度の把握として、これまでの一般的な健康診断に加え、ストレスチェックを導入することにより、心理的な負荷による判断能力の有無を把握すること。 ・見張りの強化として、浮標と船舶の多い港湾内においては、甲板員も操舵室で見張りを行うこと。 ・安全設備の導入として、既定の航路から外れた場合、一目で把握できるようGPSプロッターを導入すること。 ・安全教育の実施の見直しとして、会社全体を上げて安全管理規程の内容把握と再認識を図るとともに安全教育を効果的に行うこと。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者は、特定の方向に注意を向け過ぎることなく、常時周囲の見張りを適切に行うこと。 ・操船者は、船首目標として定めている航路標識との接近状況を常時確認すること。 ・安全統括管理者は、安全管理規程に定められている海難その他の事故の処理及び緊急時の通報体制に沿って、速やかに事故の状況を把握し、適切な指示ができるよう、日頃から乗組員に対して安全教育を実施すること。 ・船長は、事故発生後、速やかに停船し、海上保安庁及び安全統括管理者等に事故の状況を明確に報告するとともに安全統括管理者等と協議し、適切な対応をとること。 ・航海計器などの機器が故障した場合は、速やかに担当者に報告するとともに、担当者は、早期に機器の修理及び改善に努めること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（拡大）

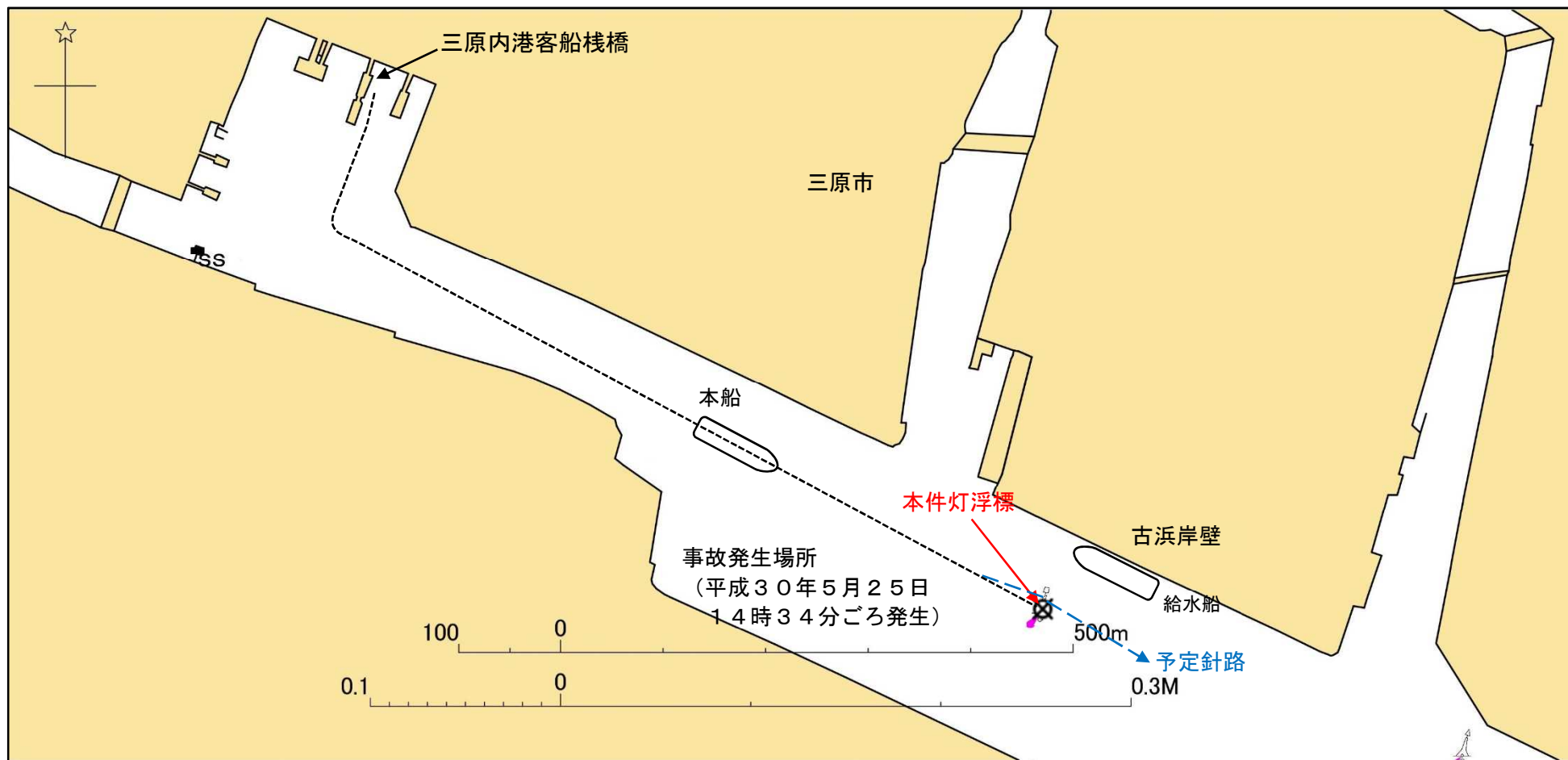


写真1 本船の損傷状況（左舷船首部）



写真2 本件灯浮標の損傷状況

